

事案一覧表 (第2回)

鉄道局鉄道事業課
旅客輸送業務監理室
平成28年11月24日

審議事案

申請種別	申請年月日	申請者名	申請内容	
	受付年月日		現行	申請
軌道の旅客運賃の変更の認可	平成28年11月9日 平成28年11月9日	札幌市	平成28年11月10日諮問の事案一覧表と同じ	
備考				

札幌市交通局（軌道事業）の旅客運賃変更認可申請について

1. 申請者の概要

- ①名称 札幌市交通局
- ②代表者 札幌市長 秋元 克広
- ③所在地 札幌市中央区北1条西2丁目1番地
- ④設立年月日 昭和2年12月1日

2. 変更しようとする旅客運賃を適用する路線

一条線・山鼻西線・山鼻線・都心線
(中央図書館前～中央図書館前) 環状8.9km

3. 申請理由

札幌市の軌道事業は、平成13年より路面電車のあり方などの存廃議論を行い、その方向性について広く市民議論などを行い、平成17年には、市民の意向や路面電車が持つ人や環境に優しい特性、都心のまちづくりへの寄与の可能性などを踏まえ、存続を決定した。

その後、平成27年12月には、営業路線を延長するループ化部分（都心線：0.4km）を開業したほか、新型低床車両の導入（3両）など、国の補助制度を活用し、一般会計からの補助金を財源とした整備を進め、利便性、快適性の向上を図ったところであり、今後も、低床車両の増強や、停留場のバリアフリー化などを進めることとしている。

また、これらの整備を進めていく一方で、路線のループ化及び運行情報システム導入等による修繕費、ループ化に伴う動力費の増加や車両の老朽化対策などに係る費用の増加も見込まれるところであることから、経営の安定化を図りつつ、利用者へのサービスや利便性を維持し、さらに向上させるために申請に及んだものである。

4. 実施予定日

平成29年4月1日

5. 結論

軌道法第11条第1項に基づき、申請のとおり認可することといたしたい

収入原価総括表

(単位：百万円、%)

科 目	27年度 (実績)	28年度 (推定)	29年度～31年度 平年度3年間合計		平年度3年間平均		増収額 E=D-C	増収率 E/C×100	
			現行 A	申請 B	現行 C	申請 D			
収 入	旅客運賃収入	1,107	1,122	3,384	3,921	1,128	1,307	179	15.9
	定期外	974	969	2,839	3,336	946	1,112	166	17.5
	定期	133	153	545	585	182	195	13	7.2
	運輸雑収	52	68	205	205	68	68	0	0.0
	計	1,159	1,190	3,589	4,126	1,196	1,375	179	15.0
	営業外収入	72	64	188	188	63	63	0	0.0
	合 計	1,231	1,254	3,777	4,314	1,259	1,438	179	14.2
支 出	人件費	731	788	2,158	2,158	719	719	-	-
	修繕費	211	262	767	767	256	256		
	経 費	242	272	862	862	287	287		
	諸 税	0	0	0	0	0	0		
	減価償却費	150	151	530	531	177	177		
	計	1,334	1,473	4,317	4,318	1,439	1,439		
	支払利息	13	11	44	44	15	15		
	雑支出	2	0	0	0	0	0		
	合 計	1,349	1,484	4,361	4,362	1,454	1,454		
	差引損益	-118	-230	-584	-48	-195	-16		
収支率	91.2	84.5	86.6	98.9	86.6	98.9			

運賃改定要因分析

(単位:百万円)

年度 科目		27年度 実績	平成29年度～平成31年度 (平年度3年間平均)		
			申 請		
			現 行	申 請	
(a)	旅客運賃収入	1,107	1,128	1,307	
	定期外	974	946	1,112	
	うち 敬老・福祉	164	172	201	
	定期	133	182	195	
	運輸雑収	52	68	68	
	計	1,159	1,196	1,375	
	営業外収入	72	63	63	
	合計	1,231	1,259	1,438	
(b)	人件費	731	719	719	
	修繕費	211	256	256	
	経費	242	287	287	
	諸税	0	0	0	
	減価償却費	150	177	177	
	計	1,334	1,439	1,439	
	営業外費用	15	15	15	
	合計	1,349	1,454	1,454	
差引収入過不足		▲ 118	▲ 195	▲ 16	
収支率 (a/b×100)		91.2%	86.6%	98.9%	
償却前損益		32	▲ 18	161	
同上収支率		102.7%	98.6%	112.6%	
記 事	☆運賃改定による平年度増収額及び増収率		(要因別内訳)	変動額	寄与率
	(申請-現行) ※敬老・福祉除く		経費増分	105百万円	10.9%
	定期外	137百万円 (17.6%)	(申請-実績)		
	定期	13百万円 (7.2%)	内 訳	人件費	-12百万円 -1.3%
	計	150百万円 (15.6%)		その他経費	90百万円 9.4%
				資本費	27百万円 2.8%
			収入増分	-57百万円 -5.9%	
			(現行-実績) ※敬老・福祉は(申請-現行)		
			内 訳	敬老・福祉増分	-29百万円 -3.0%
				現行運賃収入増分	-21百万円 -2.2%
		運輸雑収増分		-16百万円 -1.7%	
		営業外収入減分	9百万円 1.0%		
		実績年度収支差分	118百万円 12.3%		
		平年度収支差分	-16百万円 -1.7%		
		計	150百万円 15.6%		

原価の増減の主たる理由(実績と平年度)

(単位:百万円)

	27年度 実績	平年度 3年間 平均	増減	増減の主たる理由	
	A	B	B-A		
人件費	731	719	-12	ループ化に係る運転手の非常勤職員の増(3名)	14
				運転手の常勤職員を再任用職員(1名)、非常勤職員(3名)に振替	-22
				事務職の常勤職員を再任用職員に振替(3名)	-13
				技術職の常勤職員の増(2名)(停留場整備に係る増員)	17
				技術職の常勤職員(1名)、再任用職員(1名)の減	-14
				退職給与引当金の増(勤続年数の増による支給月数の増)	6
その他経費	453	543	90		
修繕費	211	256	45	ループ化、運行情報システムの保守・点検等の増	20
				新型低床車両の検査費用の増(ループ化により増強した車両3台分)	8
				委託業務(通信設備保守等)の労務単価アップ等の増	17
経費	242	287	45	ループ化による動力費、委託業務料(停留場清掃等)の労務単価アップによる増	15
				電力使用料金値上げによる増	2
				施設改良(停留場のバリアフリー化、車両の老朽化対策)に係る固定資産除却費等の増	28
資本費	163	192	29		
減価償却費	150	177	27	施設改良(停留場のバリアフリー化、車両の老朽化対策)に係る減価償却費の増	70
				減価償却の進捗による減	-43
諸税	0	0	0	自動車重量税	0
支払利息	13	15	2	企業債利息の増	2
雑支出	2	0	-2	修繕補償費の減	-2
合計	1,349	1,454	105		

平年度の設備投資計画

(単位:百万円)

項目	内容	平成29年度 (平年度)	平成30年度 (平年度)	平成31年度 (平年度)	平年度 投資額 合計	うち 補助金額
安全対策	車両車体艤装改修	88	80	80	248	0
	車両台車枠更新	19			19	0
	補助電源装置	66			66	0
	低床型車両製造		293	476	769	769
	除雪車両製造		182		182	0
	山鼻変電所更新		92	479	571	0
	電源再整備		113	385	498	498
	小 計	173	760	1,420	2,353	1,267
サービス改善	街路拡幅に伴う軌道改良及び停留場バリアフリー化等	523	425	338	1,286	1,286
	既設停留場のバリアフリー化	306	200		506	51
	軌道改良			38	38	13
	小 計	829	625	376	1,830	1,350
その他	サピカ電車サーバ更新		44		44	0
	車載機改修			2	2	0
	小 計	0	44	2	46	0
合計投資額		1,002	1,429	1,798	4,229	2,617

輸送人員の推計の方法

1. 平成24年度～平成26年度の過去3年間の実績を基に、特殊要因を加算した基礎輸送人員について、最小二乗法により推計する(基礎輸送人員)。

【特殊要因】

○平成27年3月の早期融雪の影響

平成27年3月は早期融雪により例年と比べ乗車人員が少ないことから、定期外、定期の特殊要因として見込んでいる。

2. 平成27年12月に都心線開業(ループ化)に伴い、従来と異なる運行形態としたことから、ループ化による増加効果等を平成28年度以降の特殊要因として見込んでいる。

【特殊要因】

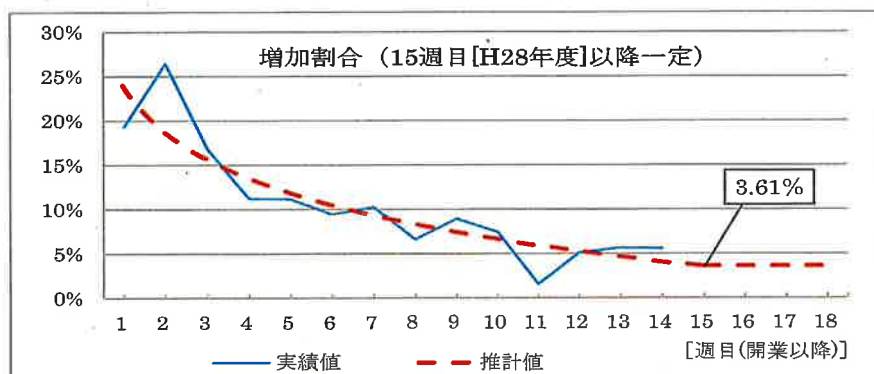
○平成27年12月の都心線開業(ループ化)の影響

・都心線開業(ループ化)前の平成27年度11月までの対前年比を基に、ループ化の効果を見込まない場合の平成27年12月以降の輸送人員を推計。

・ループ化の効果を見込まない場合の輸送人員と平成27年12月以降の実際の輸送人員を比較した増加割合を増加効果とみなし、都心線開業後の各週毎に年度末(14週目)まで算出(グラフ:実績値)。

・開業直後の大幅な増加があるため、実績値の増加割合の値を基に最小二乗法によって増加割合を推計(グラフ:推計値)。

・平成28年度以降は一定の増加割合とし、平成28年度当初の推計値3.61%増がその後も続くとした。



○うるう年の影響

平成32年2月のうるう年の影響を平成31年度の推定輸送人員を基に、定期外の特種要因として見込んでいる。

輸送実績及び推計

(単位：千人)

		24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 推定	29年度 推定 (平年度 1年目)	30年度 推定 (平年度 2年目)	31年度 推定 (平年度 3年目)
定期外		6,806 (0)	7,031 (0)	6,968 (0)	7,038 (289)	6,893 (231)	6,812 (237)	6,723 (235)	6,651 (250)
定期	通勤	608 (0)	651 (0)	797 (0)	897 (10)	1,023 (36)	1,126 (39)	1,230 (43)	1,337 (50)
	通学	308 (0)	326 (0)	372 (0)	400 (0)	448 (15)	482 (17)	515 (18)	550 (20)
	計	916 (0)	977 (0)	1,169 (0)	1,297 (10)	1,471 (51)	1,608 (56)	1,745 (61)	1,887 (70)
合 計		7,722 (0)	8,008 (0)	8,137 (0)	8,335 (299)	8,364 (282)	8,420 (293)	8,468 (296)	8,538 (320)
前年比		+3.6%	+3.7%	+1.6%	+2.4%	+0.3%	+0.7%	+0.6%	+0.8%

※括弧内は特殊要因である。

収入・支出算定方法

【収入】

区 分	算 定 方 法	平成29年度 推定(百万円)
旅客運賃 収入	<p>【推計輸送人員及び乗車区間の運賃に基づいて算出】</p> <p>・運賃(均一制)に推計輸送人員を乗じて算出。 (普通券・大人の例) 200円(運賃)×1,219千人(年間輸送人員)=244百万円(税込)(226百万円(税抜))</p>	1,306
運輸雑収	<p>【広告料、土地物件貸付料、構内営業料等を実績に基づいて算出】</p> <p>広告料、土地物件貸付料、構内営業料等については、過去の実績等を基に算出。</p>	68
営業外収入	<p>【補助金等を実績に基づいて算出】</p> <p>軌道舗装補修費補助金(一般会計からの繰入)等については、過去の実績等を基に算出。</p>	63

収入・支出算定方法

【支出】

区 分	算 定 方 法	平成29年度 推定(百万円)
人件費	<p>【人件費を実績等に基づいて算出】</p> <p>現行給与制度下の単価、過去の実績等を基に、算出。なお、ベースアップについては平成27年度に実施した給与引き下げの際の現給保障額を上回らないと想定されるため見込まない。</p>	750
修繕費	<p>【修繕費を計画に基づいて算出】</p> <p>過去の実績等を基に、計画をたてて算出。 ・車両保守、軌道敷舗装修繕等の普通修繕費については、計画により算出=233百万円・・・① ・吊架線等の取替修繕費については、計画により算出=17百万円・・・② ① + ② = 250百万円</p>	250
経費	<p>【経費を実績等に基づいて算出】</p> <p>①動力費については、過去実績、運行計画を基に算出 =61百万円・・・① ②業務経費、備用品費については、過去実績を基に物価上昇率(過去平均0.7%)を用いて算出 =192百万円・・・② ③固定資産除却費については、設備投資計画に基づいて算出=34百万円・・・③ ①+②+③=287百万円</p>	287
減価償却費	<p>【既存車両(改修工事)等について、法定耐用年数等に基づき算出】</p> <p>・既存車両(改修工事)については、法定耐用年数(13年)を定率法により算出 =105百万円・・・① ・その他鉄道事業固定資産については、各法定耐用年数、各償却方法に従い算出 =50百万円・・・② ① + ② = 155百万円</p>	155
支払利息	<p>【設備投資に必要な自己調達資金等に係る支払利息を借入計画に基づいて算出】</p> <p>停留場のバリアフリー化等の設備投資に必要な自己調達資金等に係る支払利息を借入計画に基づいて算出。</p>	12

過去の合理化策等

【これまで実施した効率化策】

①整備業務の一部委託化等（平成12年度～27年度）

車両や軌道の施設等の点検整備業務、定期検査業務等の委託化により、技術部門職員（技術職員＋整備工）16人を削減

<職員数比較①>

年 度	事務	技術部門職員			運転手	用務員	合計	※人件費 (百万円： 税抜)
		計	技術職員	整備工				
平成11年度	16人	30人	7人	23人	61人	1人	108人	1,114
平成26年度	16人	12人	12人	0人	27人	0人	55人	685
対11年度 差引き	0人	△18人	5人	△23人	△34人	△1人	△53人	△429
平成27年度	16人	14人	14人	0人	26人	0人	56人	731
対11年度 差引き	0人	△16人	7人	△23人	△35人	△1人	△52人	△383

②非常勤職員の活用拡大（平成17年度～27年度）

非常勤職員への転換により、常勤職員運転手27人を削減。

今後も引き続き、常勤職員の退職等による欠員を非常勤職員で補充し、非常勤職員の割合を高めていくことにより、人件費の削減に取り組む。

<職員数比較②>

年 度	常勤職員運転手		非常勤職員 運転手	合計	非常勤率
		うち再任用			
平成16年度	53人	0人	12人	65人	18.5%
平成26年度	27人	2人	38人	65人	58.5%
対16年度 差引き	△26人	2人	26人	0人	—
平成27年度	26人	2人	38人	64人	59.4%
対16年度 差引き	△27人	2人	26人	△1人	—

【引き続き検討する効率化策】

- ・軌道事業の持続可能な経営を目指し、札幌市が引き続き施設整備を行い、他の事業者が運送事業を担う上下分離制度を継続して検討。

実施している増収策

札幌市交通局では、軌道事業において

- ①平日に比べ通勤等の利用客が落ち込む土日祝祭日を対象とした1日乗車券「どサンコパス(310円)」の発売(27年度実績:103,355枚)
- ②沿線ホテルと連携した宿泊者限定の割安な1日乗車券の発売(310円)(27年度実績:308枚)
- ③7月中旬から10月末までの土曜、日曜、祝日及び夏休み期間の毎日を対象に行っているホリデーテーリング(スタンプラリー)に参加する小学生限定で発売するホリデーテーリングパス(100円)の発売(27年度実績:629枚)
- ④北海道新幹線で来道する旅行商品利用者向けのJR北海道とタイアップしたキャンペーン
- ⑤沿線38店舗にご協力頂き実施する市電沿線お買い物ラリー(27年度実績:2,514名)
- ⑥沿線地区の町内会等と共同で開催している市電フェスティバル
- ⑦地元札幌発信のキャラクターと連携し冬の風物詩として定着した雪ミク電車や装飾電車の運行
- ⑧宴会やパーティーなど様々な目的に使用できる貸切電車の運行(27年度実績:404件)
- ⑨沿線の施設や観光情報を紹介するパンフレットを5カ国語対応で作成し、沿線ホテルなどに配布

等、各種需要喚起策を実施してきている。

○雪ミク電車

市電の会及びクリプトン・フューチャー・メディア株式会社(地元札幌の音楽系コンテンツ制作会社)と連携し、人気キャラクター「初音ミク」の派生キャラクターである「雪ミク」を路面電車の車体にラッピングした「雪ミク電車」を平成22年度より毎年運行。「雪ミク電車」に乗るために札幌を訪れる観光客もいるなど、札幌の冬の風物詩として定着。

《H27運行期間》平成27年11月22日～平成28年3月27日



軌道事業の旅客運賃上限変更認可にかかる関係条文

●軌道法（大正十年四月十四日法律第七十六号）（抄）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運轉速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ
（以下省略）

●鉄道局関係審査基準・標準処理期間 （平成19年6月25日国鉄総第113号）（抄）

〔軌道法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運賃及び料金の設定の認可	第11条第1項	鉄道事業法第16条第1項に規定する運賃および料金の設定に係る審査基準に準ずるものとする。	1箇月～ 4箇月

●鉄道事業法（昭和六十一年十二月四日法律第九十二号）（抄）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 （略）

●鉄道局関係審査基準・標準処理期間 （平成19年6月25日国鉄総第113号）（抄）

〔鉄道事業法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運賃及び料金の上限の認可	第16条第1項	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。 具体的には、運賃及び料金の上限が、効率的かつ合理的に鉄道事業を經營した場合における適正な原価に公正妥当な利潤を加えたものを回収し得るような水準を超えないものであること。	1箇月～ 4箇月

札幌市路面電車路線図

